

議案第38号

工期遅延による損害に係る和解について

次のとおり所沢市立三ヶ島小学校太陽光発電設備設置工事契約における工期遅延による損害に関し和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方 株式会社北産電設

2 事件の概要

令和5年度に所沢市と相手方が締結した所沢市立三ヶ島小学校太陽光発電設備設置工事契約において、相手方の事務手続の不備に起因する工期延長により、太陽光発電の実施時期が遅れ、電力の売買に係る損害が発生したことから、当該損害額について賠償を求めるものである。

このことについて、相手方と協議した結果、和解をするものである。

3 和解条項 別紙のとおり

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

和解条項

- 1 相手方は、所沢市に対し、令和6年8月31日から令和7年9月4日までの期間に、太陽光発電が実施されないために所沢市が支払った電気料金及び所沢市が受けることができなかつた太陽光発電による売電収入に係る額として、212万455円の支払義務があることを認め、所沢市が指定する方法により、指定する期日までに支払う。この場合において、当該支払に生じた手数料は、相手方が負担する。
- 2 相手方が前項の支払を遅滞したときは、相手方は、所沢市に対し、前項の額から、支払済みの額を控除した残額に、年3%の割合による遅延損害金を付して支払うものとする。
- 3 所沢市及び相手方は、本件に関し、所沢市及び相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。